

入札説明書

大分県が発注する漁業取締船「あさかぜ」代船建造工事にかかる一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を承知のうえ入札するものとする。

この場合において、当該仕様について疑義がある場合は、公告に示す契約に関する事務を担当する部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 公告日

令和7年4月8日（火）

2 競争入札に付する事項

(1) 工事名及び調達物品

漁業取締船「あさかぜ」代船建造工事

漁業取締船 1隻

(2) 調達物品の仕様等

船質 アルミ軽合金製

全長 29.60m

型幅 5.50m

型深さ 2.70m

総トン数 68トン

推進方式 スクリュープロペラ式

最高速力 40ノット程度

定員 18名（乗組員6名、その他12名）

その他 入札説明書及び大分県漁業取締船「あさかぜ」代船建造仕様書等のとおり

(3) 納入期限

令和9年2月28日

(4) 納入場所

大分県大分市大字三佐字新港

3 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この調達については、次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を得ている者のうち、船舶に該当する資格を有すること。

- (3) 大分県が予定している漁業取締船と同種かつ同程度の性能を有する船舶（軽合金製、総トン数35トン以上、スクリュプロペラ推進装置を装備した最高速度35ノット以上のもの）を平成26年度以降に建造した実績を有する者であること。
- (4) 建造された船舶に関する点検・修理、部品供給等のサービス及びメンテナンスについて、その体制が十分整備されており、長期にわたり迅速かつ円滑に対応が可能であると認められる者であること。
- (5) 設計者と資本若しくは人事面において関連がある造船業者でないこと。なお、本建造に係る設計業務委託者は「一般財団法人 日本造船技術センター」である。
- (6) この調達に係る仕様書に基づき、入札参加申請の手続を行った者であること。
- (7) この公告の日から11に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システムで行い、紙による入札を希望するものは入札参加申請受付期限内に、「紙入札（見積）参加届出書」（様式第2号）を5に掲げる担当部署に2部提出して承認を得るものとする。なお、入札参加申請に合わせて7の（1）に掲げる書類を提出することとする。

また、入札に係る事項は、ここに定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

5 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分県大分市大手町三丁目1番1号

大分県農林水産部 漁業管理課 管理予算班

電話 097-506-3920 F A X 097-506-1767

M a i l a16350@pref.oita.lg.jp

6 大分県共同利用型電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語

日本語

(2) 通貨

日本国通貨

7 入札参加申請期限

令和7年4月21日（月）午後3時まで

(1) 提出書類

この入札に参加を希望する者は、3の(3)～(5)の入札参加条件を満たすことの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

ア 競争入札参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 役員及び株主（出資者）調書（第2号様式）

ウ 船舶建造実績調書（第3号様式）

なお本調書に記載した船舶に係る請負契約書の写し、竣工パンフレット（主要項目等が記載されたもの）及び中央横断面図を添付すること。

エ 上記3の(4)に記載した内容を確認できる書類（参考様式参照のこと）

(2) 提出期間及び提出方法

令和7年4月8日（火）から令和7年4月21日（月）（必着）までに大分県共同利用型電子入札システムまたは直接持参（閉庁日を除く。）又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

(3) 提出先

上記5に同じ

(4) 確認結果の通知

確認結果は、大分県共同利用型電子入札システム又は資格審査結果通知書にて通知する。

8 入札説明書に関する質問等

(1) 質問方法

質問は、質問票（第4号様式）により持参またはメールで行うこととし、メールの場合は必ず電話により受信を確認すること。なお、質問票には担当者の部署、氏名、電話およびメールアドレスをもれなく記入すること。

(2) 質問の提出先

上記5に示す担当部署とする。

(3) 質問の受付期間

令和7年4月8日（火）から令和7年4月18日（金）までの午前9時から午後5時まで

(4) 質問の回答方法

質問に対する回答は、大分県共同利用型電子入札システムにて通知する。

9 入札の方法

(1) 入札金額の入力期間

令和7年4月22日（火）午前9時から令和7年4月24日（木）午後5時まで

(2) この入札については、大分県物品等電子入札システム運用基準および大分県電子入札システム操作マニュアル（事業者機能）を熟知のうえ入札しなければならない。なお、入札後に大分県共同利用型電子入札システムの不知または不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(3) 入札金額は、税抜き金額、1円単位で入力すること。

(4) 落札決定に当たっては、入力した金額に当該金額の100分の10に該当する額を加算した金額（当該金額に小数第1位以下がある場合はそれを切り捨てるものとする）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に該当する税抜き金額を入力すること。

10 工事費内訳書の提出

(1) 入札書に記載された金額の決定根拠とした工事費内訳書を、入札書を提出する際に併せて提出すること。

(2) 工事費内訳書は、第5号様式とする。

11 開札の方法

開札は、大分県共同利用型電子入札システムにより行うものとする。

(1) 開札場所

上記5に掲げる担当部署

(2) 開札日時

令和7年4月25日（金）午前10時

(3) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規程により再度の入札を行う。

この場合において、再度の入札は、入札金額の入力期間、開札日時及び最低入札価格を別途通知するものとする。

12 入札保証金に関する事項

免除とする。

13 契約保証金に関する事項

見積金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

(1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

1.4 無効入札に関する事項

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再入札に参加することができない場合がある。

1.5 最低制限価格に関する事項

設定しない。

1.6 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、大分県共同利用型電子入札システムにおいて、電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないとき若しくは再度入札をしても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号または第9号の規程により随意契約を行うものとする。

1.7 その他

- (1) 当該工事請負契約の締結は、地方自治法第96条に規定する県議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後本契約となるものである。
- (2) 落札決定後、本契約までの間に落札者が、指名停止措置を受けた場合（指名停止要件に該当するに至った場合を含む。）又は3の入札参加条件を満たさなくなった場合は、落札決定の取消し又は仮契約の解除を行うものとする。
- (3) (2)により仮契約を解除した場合は、県は一切の損害賠償の責を負わないものとする。

特記仕様書

1 債務負担行為に係る契約の特則について

(1) 支払い限度額及び出来高予定額

本工事に係る契約については令和7年度から8年度に係る債務負担行為が適用される。
各会計年度における請負代金の支払いの限度額及び支払い限度額に対応する各会計年度の出来高予定額の割合は次のとおり。

支払い限度額	令和7年度	40%
	令和8年度	60%

上記の具体的金額については、入札による落札者決定後、落札者に対し別途指示し、契約書内に定めるものとする。

(2) 前払金

前払金の請求をする場合は、金融機関との間で工事完成の時期を保証期限とする前払い金の支出に関する保証契約を締結し、その保証証書を契約担当者に寄託しなければならない。

(3) 部分払い

①部分払いは、次の算式により算定された額とする。ただし、請負代金相当額は、契約担当者及び請負者が協議して定めるものとし、前払金額を含めて前述の当該会計年度の支払限度額を超えることができない。

$$\text{部分払金の額} \leq \text{請負代金相当額} \times (9 / 10 - \text{前払金額} / \text{請負代金額})$$

③再度の部分払いの請求の場合は前項の「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払いの対象となった請負代金相当額を控除した額」とする。

2 監理について

当該建造にあたっては、適正な建造を確保するため、当該船舶の設計を行った者に監理を委託する予定である。